

# 記載例1 退職等の場合（残額一括給与引）

※「一括徴収」とは、退職等の際に退職後の残税額を事務所でまとめて一度に徴収し、納入する方法です。

受付印

## 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

●退職等された場合は、その後の住所の確認をお願いします。宛名番号の欄には特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

3年10月5日 熊本市長宛		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所又は所在地 熊本市中央区手取本町1-1	指定番号 900-123-45
		氏名又は名称 〇〇株式会社	宛名番号 13	
		個人番号又は法人番号 9876543219876	担当者 課 総務課 氏名 肥後 橋 電話 (096) 328-1111	
給与所得者	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	異動の事由 ① 退職 ② 転勤・転職 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ その他
個人番号 フリガナ 氏名 異動後の住所	123456789123 7マモト イチロウ 熊本 一郎 (旧姓) 熊本市東区健軍本町3333 (生年月日) 527年5月21日	120,000 9 (10月12日納期限分) 40,000	80,000	3・9・30
一括徴収 ◎退職日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。				異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 (給与差引継続) 2. 一括徴収 (残額一括給与引) 3. 普通徴収 (残額個人請求)
一括徴収	一括徴収税額(ウ) 円	納付年月日 9 9 10月12日	6. その他を選択した理由 1. 他の事業所で特別徴収 2. 給与不定期・少額 3. 事業専従者(個人事業主のみ対象) 4. その他、理由( )	
転勤・転職 新しい勤務先へは月割額 円 月分 から納入するよう連絡済です。		異動の事由が「退職」の場合 1月1日から退職時までの給与支払額(賞与を含む) 4,210,000 円 控除社会保険料額 456,700 円 退職手当の支払額(支払予定額) 24,500,000 円 勤続年数 22年3月		
転勤先(特別徴収義務者)	フリガナ 所在地 フリガナ 名称	郵便番号	特別徴収義務者指定番号	課 氏名 電話

税額通知書でお知らせしました指定番号、宛名番号を記入してください。

退職手当の支払いがある場合、記入してください。

一括徴収の場合は一括収税額、納入月及び納入予定日を記入してください。

◎連絡事項・要望等がございましたらご記入ください。